

第百八十三号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「蔵前工業高等学校」を「蔵前工科高等学校」に、「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「荒川工業高等学校」を「荒川工科高等学校」に、「北豊島工業高等学校」を「北豊島工科高等学校」に、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に、「足立工業高等学校」を「足立工科高等学校」に、「本所工業高等学校」を「本所工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に、「府中工業高等学校」を「府中工科高等学校」に、「町田工業高等学校」を「町田工科高等学校」に、「小金井工業高等学校」を「小金井工科高等学校」に、「多摩工業高等学校」を「多摩工科高等学校」に、「田無工業高等学校」を「田無工科高等学校」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

工業高等学校の魅力の向上及び発信を図るため、名称を変更する必要がある。

